

海岸法

1. 案内情報

- 手続名 : 海岸保全区域における制限行為の許可
- 手続根拠 : ・海岸法第8条第1項
・海岸法施行令第3条
・海岸法施行規則第4条
- 手続対象者 : 海岸保全区域内において、
・土石の採取
・水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等の新築又は改築
・土地の掘削、盛土、切土等
を行おうとする者
- 提出時期 : 制限行為を行おうとするとき
- 提出方法 : 承認申請書を作成し、当該海岸保全区域を管理する海岸管理者へ提出する。
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : なし
- 申請書様式 : 承認申請書
- 記載要領・記載例 : 提出先となる海岸管理者所属部署にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 :
当該海岸を管理する海岸管理者（都道府県知事、市町村長）
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 提出先にお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 :
- 標準処理期間 :
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)